

# 山形県の最低賃金

【発効日：令和4年10月6日】

時間額

854円

32円  
UP  
↑

## 特定(産業別)最低賃金【発効日：令和4年12月25日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 919円31円UP
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 903円31円UP
自動車・同附属品製造業	時間額 919円31円UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 923円31円UP



### ☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金 《問合せ先》業務改善助成金コールセンター

(0120-366-440 受付時間:平日8:30~17:15)

キャリアアップ助成金 《問合せ先》山形労働局 職業安定部 職業対策課 (023-626-6101)

【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL (023) 624-8224 ・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211

■庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714

■米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120

■新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

■村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815